

## FSB Key Attribute 「RRP 要件の対象となる保険会社の範囲」 市中協議に意見提出

日本損害保険協会(会長：船曳 真一郎)は、FSB(金融安定理事会)が2025年11月25日から2026年2月6日にかけて市中協議に付した、再建・破綻処理(以下、RRP(※))に関するKey Attribute(主要属性)の「RRP要件の対象となる保険会社の範囲」について、以下概要の通り、意見を提出しました(詳細は添付1をご参照ください)。

※RRP : Recovery and Resolution Planning

### 1. 市中協議の概要

- ・ 効果的なRRP要件の下でのKey Attributeとして、「少なくとも破綻時にグローバルな金融安定性に影響を及ぼし得るグローバルな保険会社」、および「金融安定性に影響を及ぼし得ると本国当局が評価するその他の企業」に適用される。
- ・ 本ガイダンスは、特定の保険会社がストレス状態に陥いる、またはその破綻に起因して、金融システムや実体経済に及ぼす混乱に対し、当局が軽減するための支援を目的としており、当局がRRP要件の対象となる保険会社を評価するための体系的なアプローチを提供する。

### 2. 損保協会意見の概要(抜粋) (詳細は添付1ご参照)

- ・ FSB、IAIS(保険監督者国際機構)および当局の3者間での議論を歓迎する。各法域当局がガイダンス内容を踏まえて方針策定を行う際には、各法域保険会社と十分なコミュニケーションをとるべきと考える。
- ・ 損害保険セクターは、伝統的な保険引受事業が中心であることを鑑みて、システミックリスクを生じさせる可能性が低いことを明記すべきである。
- ・ 各法域では管轄区域の特性に即した方法で検討するべきであり、定量的な閾値を一律に定めるべきではない。

当協会は、FSBにおける国際保険監督基準策定の議論に積極的に参加しており、今後も市中協議等に際して本邦業界の意見を表明していきます。

No.	質問(仮訳)	損保協会意見(和文)	損保協会意見(英文)
1	ガイダンス案及びガイダンス案に関するコメントは明確か。コメント提出者はどこでさらなる議論を求めるか。	基本的には、FSB、IAIS および当局者間で議論いただきたいが、策定したガイダンス内容を踏まえ、各当局で方針策定する際には事前に各法域保険会社とコミュニケーションをとるべきと考える。	In principle, this matter should be discussed among FSB, IAIS, and the regulators. However, based on the guidance developed, we believe that when formulating policies within each jurisdiction, regulators should communicate well with insurers in their jurisdictions.
2	草案ガイダンスに記載されている規準は、どの保険会社が RRP 要件の対象となるべきかを決定するのにどの程度適しているか。	保険セクターにおいても、昨今のオルタナティブ資産への投資やクロスボーダーの資産集約型再保険の利用が増加している等の環境変化を踏まえた場合、ガイダンスの設定、およびそこで示されている基準については異論はないものの、損害保険セクターに関しては、伝統的な保険引受事業が中心であることを鑑みて、仮に破綻したとしても複雑性や代替可能性、内部連関性に起因する影響の発現度は低く、システミックリスクを生じさせる可能性が低いことを明記すべきである。	In the insurance sector, taking into account recent environmental changes such as the increase in investment in alternative assets and the growing use of cross-border asset-intensive reinsurance, we do not object to the establishment of guidance and the standards set out therein. However, where non-life insurance business is primarily focused on traditional underwriting activities, it should be explicitly stated that such firms are unlikely to generate systemic risk. This is because, even in the event of failure, the degree to which impacts arising from complexity, substitutability, and internal interconnectedness would materialize is low.
7	草案ガイダンス第4項で特定された2つの状況においては、その他の事実や状況にかかわらず、RRP 要件を適用すべきか。	適用することに異論はないが、その場合、適用の判断は各法域に委ねられるべきである。	While we have no objections to applying RRP requirements, the decision on whether to apply it should be left to each jurisdiction.
9	他の事実や状況にかかわらず、RRP 要件を必要とする六つの規準、あるいはそれらの組み合わせに関する定量的または定性的閾値は何か。	各法域が管轄区域の特性に即した方法で検討するべきであり、定量的な閾値を一律に定めるべきではない。	Each jurisdiction should consider this matter in a manner appropriate to the characteristics, and quantitative thresholds should not be uniformly set.